

○福崎町自転車の放置防止に関する条例

(目的)

第 1 条 この条例は、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和 55 年法律第 87 号）（以下「法」という。）に基づき公共の場所における自転車の放置を防止するため必要な事項を定めることにより、良好な生活環境を保持することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 自転車 道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号)第 2 条第 1 項第 10 号に規定する原動機付自転車及び同項第 11 号の 2 に規定する自転車をいう。
- (2) 放置 自転車の利用者が自転車を離れて直ちに当該自転車を移動させることができない状態をいう。
- (3) 公共の場所 道路、公園、河川敷、駅前広場その他公共の用に供する場所で、自転車駐車場以外の場所をいう。

(町長の責務)

第 3 条 町長は、地域の自転車利用の状況及び民間自転車駐車場の現状を勘案し、自転車駐車場の確保に努めるとともに、自転車の放置の防止に関する指導及び啓発に努めなければならない。

2 町長は、自転車の放置の防止に関する施策を実施するため必要と認めるときは、県、道路管理者、警察、鉄道事業者その他関係機関と協議するとともに、協力を要請することができる。

(自転車の利用者等の責務)

第 4 条 自転車の利用者又は所有者(以下「利用者等」という。)は、公共の場所に自転車を放置してはならない。

2 利用者等は、都道府県公安委員会が指定する者が行う防犯登録を受けるよう努めなければならない。

(鉄道事業者等の責務)

第 5 条 鉄道事業者及び路線バス事業者は、鉄道及び路線バス利用者のために必要な自転車駐車場の設置に努めるとともに、町長が実施する施策に積極的に協力しなければならない。

(施設設置者の責務)

第 6 条 大型店舗等の設置者は、福崎町開発事業等調整条例(平成 28 年条例第 10 号)の規定に基づき当該施設のために必要な自転車駐車場を設置するとともに、町長が実施する施策に積極的に協力しなければならない。

(放置禁止区域の指定)

第 7 条 町長は、自転車が大量に放置され、又は放置を引き起こすおそれがある公共の場所について、住民の良好な生活環境を保持するため必要があると認めるときは、当該公共の場所を自転車の放置禁止区域(以下「放置禁止区域」という。)として指定することができる。

2 町長は、放置禁止区域を指定したときは、速やかにその旨を告示するとともに、規則で定めるところにより放置禁止区域である旨の標識を設置しなければならない。

(放置禁止区域の変更等)

第 8 条 町長は、放置禁止区域及びその周辺の状況の変化に応じ、当該放置禁止区域の変更又はその指定の解除をすることができる。

2 前条第 2 項の規定は、放置禁止区域の変更又はその指定の解除について準用する。

(自転車の放置に対する措置)

第 9 条 町長は、放置禁止区域内に自転車が放置され、他の手段によっては住民の良好な生活環境を保持することができないと認められるときは、当該自転車を撤去する旨を警告することができる。

2 町長は、前項の規定による警告後、おおむね 1 時間を経過してもなお自転車が放置されているときは、当該自転車を撤去することができる。

3 町長は、前項の規定に基づき自転車を撤去しようとする場合において、当該自転車が横断防止柵その他の工作物にチェーン、ワイヤー錠等(以下「チェーン等」という。)によりつながれているためチェーン等を切断しなければ当該自転車を撤去することができないと認めるときは、チェーン等を切断することができる。

4 町は、前項の規定によりチェーン等を切断した場合に生ずる損害についてその補償の責めを負わない。

5 町長は、放置禁止区域外の公共の場所に自転車が放置され良好な生活環境が阻害されていると認められるときは、当該自転車を整理し、又は当該自転車の利用者等に対し移動を指導するなど必要な措置を講ずることができる。

6 町長は、前項の規定による措置を講じたにもかかわらず、なお自転車が放置されているときは、当該自転車を撤去する旨を警告することができる。ただし、明らかに自転車としての機能を喪失していると認められるものについては、警告を行うことなく、直ちに撤去することができる。

7 町長は、前項本文の規定による警告後、7 日を経過してもなお自転車が放置されているときは、当該自転車を撤去することができる。この場合において、第 3 項及び第 4 項の規定を準用する。

8 町長は、第 2 項、第 6 項ただし書又は前項の規定により自転車を撤去したときは、当該自転車を保管するものとする。

(保管した自転車の措置)

第 10 条 町長は、前条第 8 項の規定により自転車を保管したときは、その旨を告示し、当該自転車をその利用者等に返還するため必要な措置を講ずるものとする。ただし、明らかに自転車としての機能を喪失し、利用者等の確認ができないものについては、廃棄等の処分をすることができる。

2 町長は、前項本文の措置を講じた後なお利用者等の引取りがない自転車については、町において売却又は廃棄等の処分をする旨の告示をし、当該告示の日から起算して 1 か月経過後売却又は廃棄等の処分をすることができる。

3 町長は、前項の規定により自転車を売却したときは、その売却した代金を第 1 項本文の告示の日から起算して 6 か月間保管するものとする。

4 前項の場合において、町長は、当該告示の日から起算して 6 か月以内に当該自転車の利用者等がその返還を求めたときは、その売却代金を返還するものとする。

5 第 1 項本文の告示の日から起算して 6 か月経過してもなお第 3 項の規定による自転車の売却代金を返還することができないときは、当該自転車の売却代金は町に帰属する。

(費用の徴収)

第 11 条 町長は、第 9 条第 2 項又は第 7 項の規定により自転車を撤去したときは、当該自転車の利用者等から別表に定める費用を徴収する。ただし、当該自転車の利用者等が自転車の撤去日前において警察署長に盗難届を提出しているときその他町長が認めるときは、この限りでない。

2 前項の費用は、利用者等が自転車を引き取る際又は売却代金を返還する際に徴収するものとする。

(委任)

第 12 条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が規則で定める。

附則

この条例は、平成 30 年 2 月 1 日から施行する。

別表(第 11 条関係)

区分	撤去費用
原動機付自転車	1 台につき 3,000 円
自転車	1 台につき 2,000 円